

環境影響評価審査書

59
60

アサヒビール南足柄工場（仮称）建設事業

I 総括事項

アサヒビール南足柄工場（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、アサヒビール株式会社（以下「事業者」という。）が、南足柄市大字怒田字天井1223番地ほかの424,019平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を造成し、そこに首都圏へのビール供給の拠点となるビール工場及び観光ビール園を建設するものである。

実施区域は、南足柄市の北東部にあり、関本丘陵の東端に位置し、南東約2キロメートルには伊豆箱根鉄道大雄山線の大雄山駅がある。また、東約5キロメートルには、第一東海自動車道の大井・松田インターチェンジがある。

実施区域の都市計画法に基づく区域区分は、現在、市街化調整区域であるが、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、又は保全の方針」により、将来の適正な工業、産業及び流通業務の配置が必要と認められており、本件事業が確実に進んだ段階で市街化区域に編入され、編入後は工業地域及び工業専用地域に指定される予定である。

しかし、実施区域及びその周辺地域は、県が神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」において、地下水のかん養源として重要な位置づけがなされている。また、南足柄市においても、平成5年2月に、水資源の重要性に鑑み、将来にわたり、良質で豊かな水環境を維持するために、地下水、湧水の開発等の水源拡大、水源かん養、水資源の保全を内容とする水のマスタープランが策定されている。

実施区域内についてみると、三方を標高100～140メートルにわたる丸みをおびた尾根に取り囲まれ、傾斜20～30度を超える東方向に開けた斜面地で、東西方向に谷地が入り込んだ地形となっており、土地利用状況は、コナラ等の落葉広葉樹林、スギ、ヒノキの針葉樹林及びかんきつ園地再編対策により廃園となったみかん園跡地である。一方、実施区域周辺は、主に柑橘類の栽培が行われており、畑地の中に宅地が点在し、農村風景がくり広げられている。

本件事業は、このような自然環境の中で、大規模な土地の形状の変更及び工場の建設を行うものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず、第一に、大気汚染の防止対策についてである。

実施区域周辺は、柑橘類が栽培されている農業地域であり、二酸化硫黄や二酸化窒素に係る環境基準値を満足している大気の清浄な地域である。このような地域において、本件事業は、生産工程において多量の燃料を使用する工場を建設するものであることから、大気汚染防止対策について万全を期す必要がある。

第二に、水の有効利用についてである。

事業者は、水源の一部を地下水に依存する南足柄市上水道から給水を受ける計画であり、しかも、ビール工場の特性として、多量の水を使用することから、排水の公共下水道への放流量も非常に多くなる。したがって、地下水の保全及び下水道終末処理場への汚濁負荷の軽減の観点から、排水処理水等の再利用など水の有効利用に努める必要がある。

第三に、防災対策についてである。

本件事業は大幅な土地の形状の変更を伴う事業であり、実施区域東側には長大な盛土法面が生じ、かつ、主要な生産施設である醸造施設の大部分は、盛土地盤に建設されることとなる。そのうえ、実施区域を含む神奈川県西部地域は、規模の大きい地震の切迫性が指摘されており、地震による被害が予想される地域である。このため、法面の安定の確保や地震時の施設の安全確保等防災対策について万全を期す必要がある。

以上、総括的な視点から審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染

予測評価書案によれば、ボイラーからの排出ガスについては、実煙突高40メートル、口径（内径）2.5メートルの煙突を通して排出する計画としている。

しかし、煙突からの吐出速度が排出ガス量の最も多いときでも毎秒7.25メートルと小さいこと、また、東工場棟は高さ約30メートルあり、その近くに煙突が位置していることから、ダウンウォッシュが発生し、高濃度の汚染の出現が予想される。

したがって、ダウンウォッシュの発生防止対策を講じるなど、大気汚染防止について万全を期すこと。

2 悪臭

予測評価書案によれば、悪臭の防止対策として煮沸釜からの排気についてはスクラバー方式の脱臭装置を採用することとしている。しかし、煮沸釜のほかに、モルトフィード、排水処理施設からの悪臭が考えられることから、これらの影響について明らかにし、その結果によっては対策を講じること。

3 廃棄物

予測評価書案によれば、伐採の対象となる樹木については、できる限り、移植木や工事中のそだ木等として有効利用するが、一部については焼却処分としている。

しかし、その量が具体的でないため、明らかにするとともに、省資源及び大気汚染防止の観点から焼却処分は抑え、一層有効利用する方策について検討すること。

4 地象

予測評価書案によれば、実施区域東側に生じる高さ30メートルの盛土法面については、基礎地盤が軟弱であるため、良質な現場発生土で置換することにより法面の安定を確保することとしている。しかし、その範囲、規模並びに工事中の施工管理方法や改良効果の確認方法等が明らかでなく、かつ、主要な生産施設である醸造施設の大部分が盛土地盤に建設されることとなる。したがって、置換範囲や工事中の施工管理方法等について具体的に検討し、盛土法面の安定を十分確保すること。

5 動物

予測評価書案によれば、実施区域中央部を流れる溪流沿いで、重要種であるゲンジボタルの生息が確認されている。しかし、この生息地は、盛土造成により消失することとなるため、その復元対策について検討すること。

6 文化財

予測評価書案によれば、実施区域内には、周知の埋蔵文化財は分布していないとしている。しかし、実施区域周辺には、市指定の史跡のほか、周知の埋蔵文化財包蔵地が点在していることから、事業の実施にあたっては、慎重かつ綿密な調査をすること。

7 景観

予測評価書案によれば、実施区域は、周囲を保存緑地で囲まれた盆地状の地形となり、可視できる範囲が実施区域の近傍及び遠景の一部の地域に限られることなどから、本件事業の実施に伴う景観に及ぼす影響は少ないとしている。しかし、実施区域内に多数設置される発酵・貯蔵タンクの形状及び材質等が明らかでないことから、景観に及ぼす影響が懸念される。したがって、タンクの形状等を明らかにするとともに、これらが景観に及ぼす影響について検討し、その結果によっては対策を講じること。

8 その他

(1)水の有効利用等について

予測評価書案によれば、一日当たり15,200立方メートルの給水を南足柄市上水道から受ける計画である。しかし、同市はその供給に当たり、当面、水源を地下水に依存する予定であること、また、本件事業は、多量の用水に伴い公共下水道への放流量も一日当たり13,200立方メートルと非常に多いことから、地下水の保全及び下水道終末処理施設への窒素、燐等の汚濁負荷の軽減を図ることが肝要である。したがって、節水や排水処理水等の再利用などを含めた水の有効利用及び良好な放流水質の確保に努めること。

(2)地震対策について

実施区域を含む神奈川県西部地域は、マグニチュード7クラスの直下型地震の発生の切迫性が指摘されており、地震による被害が予想される地域である。したがって、建物等の設置や高圧ガス、危険物の貯蔵及び配管等にあたっては、地震時の安全性が確保されるよう十分配慮すること。

(3)供用後の車両走行に伴う環境影響について

本件事業の供用後に出入りする車両は、一日当たり生産ピーク時で2,026台に達し、そのうち大型車両が1,500台と多くを占めることから、車両走行に伴う大気汚染、騒音等の影響が懸念される。したがって、その影響を極力低減する方策について検討すること。

(4)公園の設置について

都市計画法及び同施行令等の改正（平成5年6月25日施行）に伴い、自己の業務の用に供する一定規模以上の開発行為に対して、開発区域面積の3パーセント以上の公園設置が義務づけられ、本件事業にも適用されることとなった。したがって公園の設置にあたっては、周辺環境や実施区域の土地利用計画に配慮し、位置、施設内容及び利用方法について検討すること。